

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年4月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

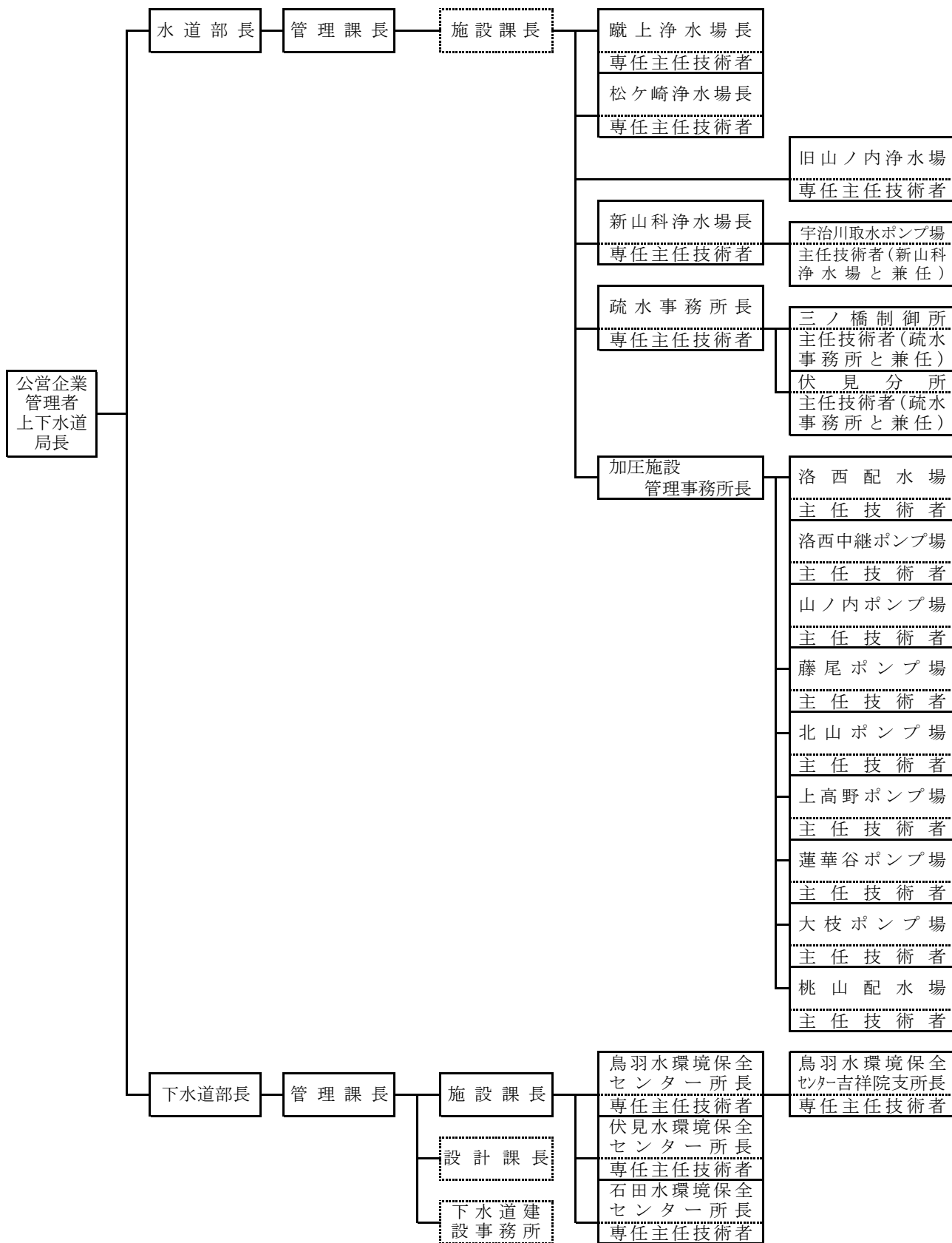
京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程

第1条 京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

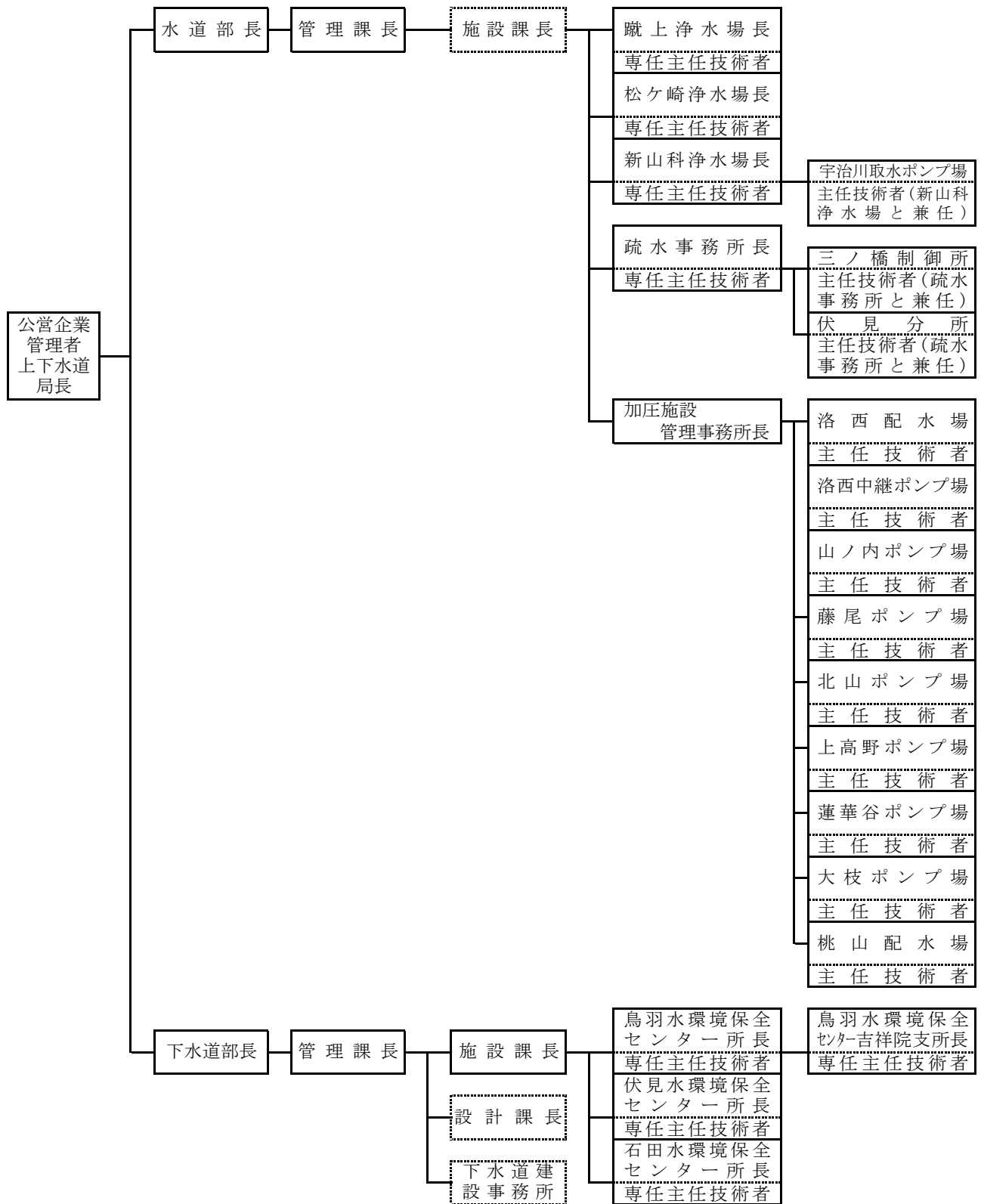


(注) [] 内は、工事を担当する課等の課長等を示す。
新規工事については、水道部施設課又は下水道部設計課
において主任技術者を配置する。

第2条 京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）



(注) [] 内は、工事を担当する課等の課長等を示す。
新規工事については、水道部施設課又は下水道部設計課
において主任技術者を配置する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年5月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(上下水道局水道部施設課)